

○国家公安委員会規則第十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年九月二十五日

国家公安委員会委員長 坂井 学

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇四十九 略」 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪 「五十一〇六十 略」</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 「同上」 「一〇四十九 同上」 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪 「五十一〇六十 同上」</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十九 略〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 略〕</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十九 同上〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四十九 略〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十九 同上〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十九 略〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕四十九 同上〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 同上〕</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十九 略〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 略〕</p> |
| 改正前 | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十九 同上〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 同上〕</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安

委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法一」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十九 略〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 略〕</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十九 同上〕</p> <p>五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>〔五十一〕六十 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「一」の記載は注記である。</p> | |

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇四十九 略」 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十一条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪 「五十一〇六十 略」</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 「同上」 「一〇四十九 同上」 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪 「五十一〇六十 同上」</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。